

京都市告示第470号

地方税法第416条第1項の規定に基づき、平成25年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区役所、支所において納税者の縦覧に供する。

平成25年3月11日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

平成25年4月1日から平成25年4月30日まで

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧場所

区名	固定資産の所在地	左記の固定資産に係る縦覧場所
北区	北区の所管区域内	北区役所（北区紫野東御所田町33番地の1）
上京区	上京区の所管区域内	上京区役所（上京区上立売通大宮東入幸在町689番地）
左京区	左京区の所管区域内	左京区役所（京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2）
中京区	中京区の所管区域内	中京区役所（中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地）
東山区	東山区の所管区域内	東山区役所（東山区清水五丁目130番地の6）
山科区	山科区の所管区域内	山科区役所（山科区榊辻池尻町14番地の2）
下京区	下京区の所管区域内	下京区役所（下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8）
南区	南区の所管区域内	南区役所（南区西九条南田町1番地の3）
右京区	右京区の所管区域内	右京区役所（右京区太秦下刑部町12番地）

区名	固定資産の所在地	左記の固定資産に係る縦覧場所
西京区	洛西支所の所管区域を除く西京区の所管区域内	西京区役所（西京区上桂森下町 25 番地の 1）
	洛西支所の所管区域内	洛西支所（西京区大原野東境谷町二丁目 1 番地の 2）
伏見区	深草支所及び醍醐支所の所管区域を除く伏見区の所管区域内	伏見区役所（伏見区鷹匠町 39 番地の 2）
	深草支所の所管区域内	深草支所（伏見区深草向畑町 93 番地の 1）
	醍醐支所の所管区域内	醍醐支所（伏見区醍醐大構町 28 番地）

（行財政局税務部資産税課）